

平成30年

第1回市議会定例会 議案第48号

函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例（平成25年函館市条例第26号）の一部を次のように改
正する。

第5条第4項ただし書中「）および」を「）に」に，「または指定介
護老人福祉施設および」を「の指定介護老人福祉施設およびユニット型
指定介護老人福祉施設の介護職員および看護職員（第53条第2項の規
定に基づき配置される看護職員に限る。）または指定介護老人福祉施設
に」に，「いう。）を」を「いう。以下この項において同じ。）を」に
改め，「場合の」の後ろに「指定介護老人福祉施設およびユニット型指
定地域密着型介護老人福祉施設の」を加え，「第53条第2項」を「指
定地域密着型サービス基準条例第188条第2項」に改める。

第9条中「介護老人保健施設」の後ろに「もしくは介護医療院」を加
える。

第16条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に
掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1
回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従

業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第52条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第4条から第6条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，介護医療院の創設に関連した運営の基準に関する規定の整備をし，ならびに身体的拘束等の適正化を図るための措置および緊急時等の対応に係る運営の基準に関する規定等を整備するため